

日本最優秀鳩舎賞選考規程

(目的)

合計10羽

第1条 本規程は、レース鳩の形質の改良を図るために、各種レースに於いて優秀な成績を収めた鳩舎を表彰することを目的とする。

(選考基準)

第2条 前条の目的を達成するために必要な基準を次の通り定める。

1. 対象レース 選考対象レースは下記レースとする。

(1) 春季レジョナルレース

(2) 地区ナショナルレース

【下記の3レースより2レースを選択する。】

(3) 桜花賞レース

(4) グランプリレース (連盟序列)

(5) グランドナショナルレース (連盟序列)

2. 申請資格 申請する対象4レースに置いて次の範囲と羽数で合計10羽の鳩が入賞していること。

(1) 春季レジョナルレース 上位5%以内に3羽

(2) 地区ナショナルレース 上位5%以内に3羽

【下記の3レースより2レースを選択する。】

(3) 桜花賞レース 上位10%以内に2羽

(4) グランプリレース 上位10%以内に2羽

(5) グランドナショナルレース 上位10%以内に2羽

(申請手続)

第3条 地区連盟単位に6月末日迄を必着として協会交付の申請用紙にて申請を行うこと。但し、1連盟10鳩舎迄の申請とし、個人の合同委託鳩舎を除く。(註：合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限って委託される鳩舎をいうものとする。従来共同鳩舎についてはこの限りでない。)

2. 前項の期日を過ぎた申請は原則として受理しないものとする。

(選考方法)

第4条 下記の計算方法にて全国ランキングを決定し、授賞順位とする。

計算方法 対象4レースの10羽(第2条・2に記載)それぞれの入賞率を計算し、その合計点数の小さいものを上位とする。

【入賞順位÷レース参加羽数(小数点以下6桁目四捨五入)】

(授賞)

第5条 下記の通りの授賞を行う。

日本最優秀鳩舎賞 1鳩舎 賞状・記念品
優秀鳩舎賞 9鳩舎 賞状・記念品

但し、第4条の計算にて同点数の場合は、それぞれ同等の授賞とする。表彰式は1月に行う。

但し、(2)と同場所・同時刻放鳩のレースは選択できない。また、(3)(4)(5)のうちで同場所・同時刻放鳩の場合は、選択はどちらか一方とする。
(令和6年10月23日 改正)